



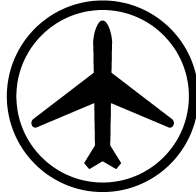
# 航空機搭載OK

リチウム系電池・引火性液体などの航空危険物は **入っていません**



# 航空機搭載OK

リチウム系電池・引火性液体などの航空危険物は **入っていません**



# 航空機搭載OK

リチウム系電池・引火性液体などの航空危険物は **入っていません**



# 航空機搭載OK

リチウム系電池・引火性液体などの航空危険物は **入っていません**



# 航空機搭載OK

リチウム系電池・引火性液体などの航空危険物は **入っていません**



# 航空機搭載OK

リチウム系電池・引火性液体などの航空危険物は **入っていません**



# 航空機搭載OK

リチウム系電池・引火性液体などの航空危険物は **入っていません**



# 航空機搭載OK

リチウム系電池・引火性液体などの航空危険物は **入っていません**



# 航空機搭載OK

リチウム系電池・引火性液体などの航空危険物は **入っていません**



# 航空機搭載OK

リチウム系電池・引火性液体などの航空危険物は **入っていません**

### ●航空危険物の具体例

1. 火薬類  
花火、クラッカー、爆竹、発煙筒など
2. 高圧ガス（引火性ガス・毒性ガス・その他のガス）  
ガスボンベ、ガスライター、ヘアスプレー、アークアラージング、消火器など
3. 引火性液体  
ガソリン、灯油、ペンキ、印刷用インク（筆記具用をのぞく）、接着剤、マニキュア、オイルライター、高濃度のアルコール（※1）など
4. 可燃性物質類（可燃性物質・自然発火性物質・水反応可燃性物質）  
マッチ、セルロイド、金属粉末、硫黄、固形燃料、木炭、活性炭など
5. 酸化性物質類（酸化性物質・有機過酸化物）  
過マンガン酸塩、過酸化ベンゾイル、過酸化水素水、硝酸肥料、漂白剤、酸素発生剤など
6. 毒物類（毒物・病畜を移しやすい物質）  
殺虫剤、消毒剤、農薬、染料、伝染性物質（※4）など
7. 放射線性物質等（※4）  
フルトニウム、ウラン、ラジウムなど
8. 腐食性物質  
液体バッテリー、水銀、強酸、強アルカリ、気圧計など
9. その他の有害物質  
トライアイリス、アスベスト、強い磁石、強い磁石、トナー、エアバッグ、凶器（※2）、リチウム系電池（※3）など

- （※1）「高濃度のアルコール」とは24度以上の物を指す。ただし飲料に限り、24～60度（ゆうパックの場合24～70度）であっても、1容器あたり5リットル以内であれば航空輸送可。
  - （※2）銃砲、刀剣などの凶器は、内国輸送時に限り「その他の危険物」扱いとなり航空輸送不可。
  - （※3）機器箱込（同梱は不可）のポタン電池に限り、航空危険物の扱いを受けないためリチウムラネルなしで航空輸送が可能。  
それ以外のリチウム電池・リチウム金属電池及びそれらを含む機器は、内国・国際郵便での差出時には相手国・内容により条件あり。（内国郵便については、リチウムラネルがあり適切な梱包がされたものは航空輸送可、それ以外は陸便）
  - （※4）日本郵便利用時は、ゆうパック約款・国際郵便約款に則り差し出す物を除く。
- 郵便禁制品  
1. 爆発性・発火性・その他の危険性のある物が総務大臣が指定するもの  
2. 毒薬、劇薬、毒物および劇物（巨公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師または毒動物営業者が差し出すものを除く）  
3. 生きた病原菌および生きた病原体を含有し、または生きた病原体が付着していると認められる物（巨公署、細菌検査所、医師または獣医師が差し出すものを除く）  
4. 法令に基づき移動または派布を禁止された物  
5. 人に危害を与えるおそれのある動物（学校または試験所から差し出され、またはこれにあてておけるものを除く）